

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画(以下「施設整備基本計画」という。)を策定するに当たり、廃棄物処理に関する専門的知見や地域住民のニーズを把握し、および分析するとともに、幅広い観点から検討を行うため、施設整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、管理者に提言するものとする。

- (1) 施設整備基本計画案の作成に関する事項
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから組合の管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建設候補地の住民代表者
- (3) 組合を構成する市町の住民代表者
- (4) 組合を構成する市町の廃棄物担当課長
- (5) 建設候補地が所在する市町の建設担当課長
- (6) 彦根市清掃センター所長およびリバースセンター所長
- (7) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による提言を行った日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、公開しないことができる。

- 2 その他委員会の公開に関する事および傍聴に関する手続き等については、管理者が別に定める。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密および事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の運営および庶務は、彦根愛知犬上広域行政組合にて行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年10月27日から施行する。